

議員提出議案第3号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年3月16日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、「当該各年度の」を削り、同項第1号及び第2号中「34,950円」を「33,244円」に改め、同項第3号中「45,435円」を「43,217円」に改め、同項第4号中「52,425円」を「49,866円」に改め、同項第5号中「62,910円」を「59,839円」に改め、同項第6号中「69,900円」を「66,487円」に改め、同項第7号中「80,385円」を「76,460円」に改め、同項第8号中「87,375円」を「83,109円」に改め、同項第9号中「104,850円」を「99,731円」に改め、同項第10号中「111,840円」を「106,380円」に改め、同項第11号中「118,830円」を「113,028円」に改め、同項第12号中「132,810円」を「126,326円」に改め、同項第13号中「146,790円」を「139,623円」に改め、同項第14号中「160,770円」を「152,921円」に改め、同条第2項及び第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、「当該各年度における」を削り、同項を同条第4項とする。

第12条第2項中「当該各年度の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

令和2年度の保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。